

PRTRの届出は もう済みましたか？

電子届出がおススメです！

化学物質についてみんなで考える
それがPRTR

■届出期間

平成28年

4月1日～6月30日

一定の業種や要件に該当する事業者は、化管法における化学物質排出移動量届出制度（PRTR制度※）に基づき対象化学物質の排出量、移動量の届出が義務付けられています。

※Pollutant Release and Transfer Register

◆PRTR制度および届出方法についてのお問い合わせ先

◎経済産業省 Tel.03-3501-1511 (代表)

化学物質排出把握管理促進法

◎環境省 Tel.03-3581-3351 (代表)

PRTRインフォメーション広場

◎各都道府県等のPRTR担当窓口